

排水設備工事 申請人 様

指定排水設備工事業者 様

○排水設備計画図について（計画図の段階で下記の記載がない場合は、修正し竣工図に記載願います。）

- ・汚水と雨水の分流確認のため、雨水管の系統も記載願います。（改造工事等で汚水のみ施工は必要ありません）
- ・管種・管径・延長及びます位置の記載。（主となる排水管の系統は必須）
- ・JIA（一般社団法人日本ガス機器検査協会）認定の給湯器の排水を雨水系統に接続する場合は、図面に「JIA 規格」等明示し、着色は青色（雨水系統色）で記載願います。JIA 製品認定以外の給湯器は汚水系統に接続して下さい。
- ・合流地区の宅内排水については、宅内分流で施工のうえ、公共汚水ますで雨水系統と汚水系統を合流させて下さい。（岸和田市開発行為に関する技術基準参照）
- ・敷地内に複数の汚水枳があり、使用しない枳がある場合は、位置を表示し「枳存置」と記載して下さい。

○添付書類について（該当する場合で未提出の時は速やかに提出して下さい）

- ・隣地への排水を行う場合等。 → 該当すれば承諾書の提出
- ・床下配管や排水ヘッダー配管等の場合。 → 該当すれば誓約書の提出
- ・改造工事で浄化槽を廃止する場合。 → 該当すれば浄化槽使用廃止届の提出
- ・店舗等で阻集器（グリストラップ等）を設置する場合は、構造図等を提出して下さい。
また使用開始後は適切に管理（バスケットの清掃は毎日、ゴミ・油脂類は1週間に1回以上の清掃）を行うよう、使用者様に必ず伝えること。

○検査について

- ・排水設備工事完了届及び公共下水道使用開始届の提出後、竣工検査を行います。
- ・『改造工事』は立会い検査を行います。
- ・必要に応じて施設（家屋等）内部への立入り検査を求める事がありますので、その時にはご協力下さい。
- ・検査予定日に枳周りの土間コンクリート打設等の、他工種のため検査が出来ない場合は、あらかじめ連絡下さい。（検査日を調整します）
- ・竣工検査前には管内清掃を必ず行って下さい。検査時、管内に土砂・切粉等が見られる現場があります。スムーズに検査が行える様にご協力お願いします。
- ・竣工検査終了後、検査済証を交付します。検査済証は門戸その他見やすい箇所に掲示しなければならない（岸和田市下水道条例施行規則第15条2）ので、貼り忘れのない様をお願いします。

○その他

- ・現在、公共汚水ますがコンクリート製の場合、維持管理及び不明水流入防止の観点から塩ビ製公共汚水ますへの取替えを推進しています。取替えをしていただく場合、塩ビ製公共汚水ます材料を支給する制度がありますのでご相談下さい。
- ・公共汚水ますが現場にあるのに市下水道台帳にない時、又は位置が著しく違う場合。もしくは現場に複数存在する場合などは、汚水ますと汚水本管との接続を必ず確認して下さい。接続不明の場合はご相談下さい。
- ・発注者の承諾を得て排水設備工事の一部を下請負する場合でも、工事に関する技術上の管理責任は指定排水設備工事業者にあります。検査で指摘事項があった場合は誠実に対応する様をお願いします。

下水道河川整備課 排水設備担当